

メタ研ショートアプローチ ―名井レポート―
「ベースメタルの責任調達問題：最近の動向」
国際金属研究会による合同セミナーの概要

理事長 名井 肇

4月24日、ポルトガル、リスボンにおいて、銅/鉛亜鉛/ニッケルの三つの国際金属研究会による「ベースメタルの責任調達問題：最近の動向」と題した合同セミナーが開催された。世界的なSDGSへの意識の高まりの中で、サプライチェーンでの人権問題への対応が厳しく求められるようになってきており、今回のセミナー開催もそれを受けたものといえる。

これまで、責任調達問題のルールについては、OECDが2023年に企業が順守すべきガイドラインを改定する一方、米国、EUは、強制力を有する個別の法整備を進めてきている。最近では本年二月に、中国新疆ウイグル自治区での強制労働で製造された部品が使われているとして、フォルクスワーゲンの新車数千台がニューヨークの税関で輸入差し止めの措置を課されるといった事案も見られている。

各企業にとっては、これらの規制を具体的にどう遵守していくかが課題となるが、欧米では各種の非営利組織による認証制度が設けられており、今回のセミナーで発表を行ったCopper MarkやILA（国際鉛協会）も認証機関のひとつとして活動している。またLMEもブランド登録に責任調達の要件を設定する中、他の認証機関等との連携を進め、基本的には複数の第三者の認証制度を活用することで、運用の効率化を目指している。

これまでのところ、ベースメタルに関する責任調達問題が、貿易停止、クレームの発生といった事業活動上の具体的トラブルとなったケースは報告されていない。ただ、フォルクスワーゲンのケースからも理解されるように、これらのトラブルは個別のDue Diligence等、然るべき対策を講じていたつもりでも、「見逃し」や「見解の相違」から、想定外のトラブルにつながるリスクが存在する。

今回のセミナーでは、OECD、EUからはガイドライン/規制の状況、LMEや認証機関からは制度の仕組みと運用状況等についてのプレゼンが行われた。しかし、これらは「何かあったときに対してどう備えるか？」という重要な課題には触れていない。非鉄金属を含む素材産業は、世界各国に広がる膨大な供給ソースから原料/エネルギー源を調達し、地金、中間部品を加工組立産業に納入している。その先の最終製品としての広がり大きく、原因の如何によらず、ひとたびクレーム等が発生した場合にはそのダメージは計り知れない。

一方、原料供給サイドも、同様の状況に置かれている。例えば欧米の非鉄メジャーにとって、販売した鉱石が製錬される過程で環境問題が発生すれば、供給者としての責任を問

われるリスクがある。その意味では、厳しい環境規制及びしっかりとしたガバナンスのもとで生産を行っている日本の製錬業が将来より評価されることも考えられる。

責任調達問題は未だその全様がはっきりせず、今後の動向も見通し難い。このような政治的背景に影響される基準や規制がどのように展開していくかは、本より判断が難しい。2010 年代前半、国際会計基準導入問題とその影響が懸念されたが、実際にはその後大きな混乱もなく今に至っている。一方、温室効果ガス問題も 1997 年の京都議定書締結まで、その広がりは一時的だったが、その後の展開は周知のところである。

サプライチェーンにおいて、いかなる人権侵害も容認されるべきでないことは明確である。一方で、それが合理性を欠いた活動となって「一人歩き」すべきでないことも重要である。全ての関係者の賢明な行動が欠かせない。

オープニングリマークス：国際金属研究会事務局長 Paul White 氏

金属研究会が定例の合同セミナーのテーマとして「責任調達問題」を取り上げるのは 2018 年に次いで二度目である。以来、非鉄金属の需要は量的に拡大するのみならず、先端技術に欠かせない素材としてその重要性が認識されてきている。また、サプライチェーンにおける SDGS の考え方も進化してきている。今回のセミナーではベースメタルの責任調達問題についての議論を深めていきたい。

責任調達に関する OECD のガイドライン：Louis Marechal 氏

OECD は 2018 年に企業が実施すべき Due Diligence のガイドラインを策定した。これは資源開発企業にとどまらず、全ての関係者を対象にしている。ガイドラインをより理解するためのハンドブックも提供している。責任調達と重要鉱物の供給確保は車の両輪であり、リスクの管理はガイドライン無しには実現しえない。

OECD のガイドラインは加盟国によって合意されたものだが強制力を持つものではない。しかし一部の国ではその内容が強制力のある法令として活用され、例えば UAE における貴金属の取引は OECD のガイドラインを遵守することが義務付けられている。

また、SDGS に関する考え方の変化や加盟国のニーズにより、ガイドラインの内容はこれまでもリバイスされてきており、将来もリバイスされていくものと考えている。例えば、今後リサイクル資源も、ガイドラインの対象としていくこととしており、議論検討を進めている。2024 年 5 月 21-24 日には OECD Forum on Responsible Mineral Supply Chains を開催してこれらの議論を深めていくこととしている。

Louis Marechal, Conseiller Principal, OECD

EU の鉱物資源政策：Titas Anuskevicius 氏

EU では鉱物資源に関する政策について多面的なアプローチをとっている。2023 年に導入された欧州重要原材料法（European Critical Raw Materials Act）と 2018 年に導入され

た EU 紛争鉱物規則は政策の両輪と言える。また産業全体の責任調達問題については EU 人権・環境 Due Diligence 指令が本年採択され、一定規模以上の企業に Due Diligence の実施が義務付けられることとなっている。

EU はこれらの政策により域内のサプライチェーンを強化し、リスクの監視と削減を目指している。供給源の多様化やリサイクルの高度化について安全保障上の重要性が認識されている。

Titas Anuskevicius, Policy Officer, European Commission,

LME の責任調達問題へのアプローチ : Mingyou Yang 氏

LME は取引されるワラントの対象となりうるブランドについて個別に認証を行っており、現時点で 52 か国、362 件のブランドが認証されている。認証の基準は、かつては純度や形状等の技術的なものだったが、近年は責任調達の要件が加えられている。2019 年にはこれらは必ずしも LME が単独で設定したものではなく、OECD のガイドラインや CopperMark、ISO や他の認証機関の要件とのハーモナイズしているものが主体である。LME はサステナビリティの観点に重要性を置いている。

(著者注:「責任調達問題」に関する LME の方針は 2019 年 10 月に策定された以下の文書(日本語版)で説明されている。

<https://www.lme.com/-/media/Files/Company/Responsibility/Responsible-sourcing/LME-responsible-sourcing-October-2019-Japanese.pdf>

Mingyou Yang, Responsible Business Manager, London Metal Exchange

Copper Mark の活動状況 : Alicia Polo y La Borda 氏

Copper Mark は銅のサプライチェーンの全ての参加者に責任行動(responsible practices)の規制と規格に関するフレームワークを提供することを使命としている。基本的姿勢として、1. 透明性、2. シンプル性、3. 継続的改善、4. (他の組織との)協業、5. 包括性を掲げている。現在は銅に加え、亜鉛、ニッケル、モリブデンも対象鉱種としている。2024 年 1 月には、due diligence の際の参考指針としての RISK READINESS ASSESSMENT CRITERIA GUIDE Version 3.0 を策定した。CopperMark のこれらの参考指針は LME との協業の上で策定されており、OECD のガイドラインとも整合することを目指している。

Alicia Polo y La Borda, Director of Outreach and Research, Copper Mark

ILA (国際鉛協会) の鉛蓄電池リサイクル活動 : Steve Binks 氏

鉛バッテリーは主要な蓄電池として重要な役割を担っており、世界の全蓄電容量の 70% は鉛バッテリーによるものである。また先進国において、鉛蓄電池のリサイクル率は 95-99% に達しており技術的にも成熟したシステムが構築されている。

一方、途上国では使用済み鉛蓄電池の取り扱いが環境負荷をもたらしているケースがあ

る。例えばナイジェリアからは年間 17 千トン、ガーナからは 7 千トンの鉛が輸出されているが、それらの多くは環境面が配慮されない方法で使用済み鉛バッテリーから回収されたも推定される。

ILA はこれら途上国に対し、技術供与や訓練で支援と行い、鉛リサイクルでの責任調達を実現しようとしている。「Lead Battery 360°」の活動もその一つであり、他の機関と共同で国際的な活動を行っている。

Steve Binks, Senior Director, Regulatory Affairs, International Lead Association (ILA)

深海底鉱物資源開発について：国際海底機構事務局長 Michael Lodge 氏

深海底資源の開発に対しては、地上の環境破壊を伴わない点でグリーン資源として評価する考え方と、海洋環境を破壊するという考え方が交錯する状況。深海底資源は広く分布しており、深海底全体の 54% の面積に広がっている。現在 30 件の探査プロジェクトが動いているが、実際に開発に至ったものはない。1970-80 年代は先進国のみが参画していたが、最近では発展途上国によるプロジェクトもみられる。投資金額も増加してきており、技術開発も進められている。それらには海底油田開発企業が多角化の一環として行っているものもある。

公海における開発はしっかりとしたルールに基づく必要があり、2025 年を目途に環境保全規制体系の策定が行われている。

将来の開発にむけ、データの蓄積が重要であり、金属研究会との情報交換も重要と考えている。

Michael Lodge, Secretary-General, International Seabed Authority (ISA),

*おことわり：本レポートの内容は、必ずしも日本メタル経済研究所としての見解を示すものではありません。正確な情報をお届けするよう最大限の努力を行ってはおりますが、本レポートの内容に誤りのある可能性もあります。本レポートに基づきとられた行動の帰結につき、日本メタル経済研究所及びレポート執筆者は何らの責めを負いかねます。なお、本資料の図表類等を引用等する場合には、日本メタル経済研究所からの引用である旨を明示してください